

新	旧
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 平成 16 年 7 月 16 日 一部改正 平成 22 年 9 月 17 日 一部改正 <u>平成 23 年 3 月 22 日 一部改正</u></p> <p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義 （略）</p> <p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率 （略）</p> <p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 割増・割引料率は、次の①から④までのいずれかに該当する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に①から④までに規定する割増・割引係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>① ～ ③ （略）</p> <p>④ 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合 次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。） （略）</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 平成 16 年 7 月 16 日 一部改正 平成 22 年 9 月 17 日 一部改正</p> <p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義 （略）</p> <p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率 （略）</p> <p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 割増・割引料率は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に①から⑤までに規定する割増・割引係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>① ～ ③ （略）</p> <p>④ <u>外貨建特約書を付して保険契約を締結する場合（代金等がアメリカ合衆国ドル又はユーロで決済される場合を除く。）</u> 1. <u>27</u></p> <p>⑤ 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合 次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。） （略）</p>

<p>6 ~ 8 (略)</p> <p>[2] 貿易代金貸付保険約款 (以下 [2] において「約款」という。) に係る保険料率</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 個別保険 (2年以上案件に限る。) 又は2年以上貸付特約書に係る貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額 (貸付元本に係るものに限る。) 当たりの保険料率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 割増・割引料率は、次の①から④までのいずれかに該当する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に①から④までに規定する割増・割引係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>① ~ ③ (略)</p> <p>④ 貸付契約に係る保険料を2回に分割して納付する場合 次の式により算出した係数 (小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>[3] ~ [9] (略)</p> <p>[10] 海外事業資金貸付 (貸付金債権等) 保険約款 (以下 [10] において「貸付金約款」という。) に係る保険料率又は海外事業資金貸付 (保証債務) 保険約款 (以下 [10] において「保証約款」という。) に係る保険料率</p>	<p>6 ~ 8 (略)</p> <p>[2] 貿易代金貸付保険約款 (以下 [2] において「約款」という。) に係る保険料率</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 個別保険 (2年以上案件に限る。) 又は2年以上貸付特約書に係る貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額 (貸付元本に係るものに限る。) 当たりの保険料率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 割増・割引料率は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に①から⑤までに規定する割増・割引係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>① ~ ③ (略)</p> <p>④ <u>外貨建特約書を付して保険契約を締結する場合 (代金等がアメリカ合衆国ドル又はユーロで決済される場合を除く。)</u> 1. 27</p> <p>⑤ 貸付契約に係る保険料を2回に分割して納付する場合 次の式により算出した係数 (小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>[3] ~ [9] (略)</p> <p>[10] 海外事業資金貸付 (貸付金債権等) 保険約款 (以下 [10] において「貸付金約款」という。) に係る保険料率又は海外事業資金貸付 (保証債務) 保険約款 (以下 [10] において「保証約款」という。) に係る保険料率</p>
--	---

1 ～ 2 (略)

3 割増料率は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(1)又は(2)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た係数を乗じて得た率を保険料率とし、次の(3)に該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(3)に規定するものを加えた率を保険料率とする。

(1) 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書、海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書、資源エネルギー総合保険B特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約又は劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合（貸付金等又は保証債務が別表第6(2)に掲げる外貨（アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。）で償還される場合に限るものとし、上記1(5)において0.25が適用される場合は除く。） 1.10

(2) ～ (3) (略)

III その他 (略)

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施するものとする。

別表第1～5の2 (略)

1 ～ 2 (略)

3 割増料率は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(1)又は(2)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た係数を乗じて得た率を保険料率とし、次の(3)に該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(3)に規定するものを加えた率を保険料率とする。

(1) 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書、海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書、資源エネルギー総合保険B特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約又は劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合（貸付金等又は保証債務がアメリカ合衆国ドルで償還される場合及び上記1(5)において0.25が適用される場合を除く。） 1.27

(2) ～ (3) (略)

III その他 (略)

別表第1～5の2 (略)

別表第6

次の(1)に記載する特約書で対象となる外貨については次の(2)のとおりとする。

(1) 対象となる特約書

- ①貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（但し、2年以上案件に限る。）
- ②貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書（但し、2年以上案件に限る。）
- ③海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書
- ④海外事業資金貸付保険（保証債務）保険外貨建対応方式特約書
- ⑤資源エネルギー総合保険B特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約
- ⑥劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約

(2) 外貨建対応方式の対象となる外貨

<u>国・地域名</u>	<u>名称</u>	<u>文字コード</u>
<u>アメリカ合衆国</u>	<u>ドル</u>	<u>USD</u>
<u>英国</u>	<u>ポンド</u>	<u>GBP</u>
<u>カナダ</u>	<u>ドル</u>	<u>CAD</u>
<u>オーストラリア</u>	<u>ドル</u>	<u>AUD</u>
<u>中華人民共和国</u>	<u>人民元</u>	<u>CNY</u>
<u>ニュージーランド</u>	<u>ドル</u>	<u>NZD</u>
<u>香港</u>	<u>ドル</u>	<u>HKD</u>
<u>シンガポール</u>	<u>ドル</u>	<u>SGD</u>
<u>インド</u>	<u>ルピー</u>	<u>INR</u>
<u>インドネシア</u>	<u>ルピア</u>	<u>IDR</u>
<u>マレーシア</u>	<u>リングgit</u>	<u>MYR</u>
<u>フィリピン</u>	<u>ペソ</u>	<u>PHP</u>
<u>大韓民国</u>	<u>ウォン</u>	<u>KRW</u>
<u>台湾</u>	<u>新台湾ドル</u>	<u>TWD</u>

<u>タイ</u>	<u>バーツ</u>	<u>THB</u>
<u>ベトナム</u>	<u>ドン</u>	<u>VND</u>
<u>ロシア</u>	<u>ルーブル</u>	<u>RUB</u>
<u>バーレーン</u>	<u>ディナール</u>	<u>BHD</u>
<u>ブラジル</u>	<u>レアル</u>	<u>BRL</u>
	<u>ユーロ</u>	<u>EUR</u>